

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浜田委員長 この際、長妻昭君から関連質疑の申し出があります。金子君の持ち時間範囲内でこれを許します。長妻昭君。

○長妻委員 民進党の長妻昭でございます。

まず、総理、北朝鮮の問題からお尋ねをいたしますけれども、何としても六回目の核実験をさせないようしなければならぬ、ミサイルの発射も阻止しなければならぬ、そして我が国は、何よりも拉致問題を解決に向けて進展させなければならぬ、こういうことがあるわけでございます。まず総理に、ちよつと現状認識について伺いたいわけでございます。

やはり国民的関心が高いものの一つ、果たして、北朝鮮は核を小型化して、核弾頭をつけた我が国に届くミサイルを既に開発しているのかどうかというところが、大変国民的関心が高いわけでございます。

これについて、実はアメリカは相当踏み込んだ発言をしております。米国のテイラーソン國務長官は先月二十八日、ソウルと東京への核攻撃の脅威は現実だと強調されている。そして、ニューヨーク・タイムズの報道では、北朝鮮が核兵器を小型化し、韓国や日本を射程に入れる短・中距離弾道ミサイルに搭載する能力を有していると米韓の情報当局者が結論づけたというふうに分析をしております。

総理の認識では、果たして、北朝鮮は、日本に届く核ミサイルをもう持っているのか、開発済みなのか、この現状認識をお教えください。

○安倍内閣総理大臣 日本に届く核ミサイルということであれば、まず、ミサイルの能力プラス核兵器をこの弾道ミサイルに小型化して載せる技術があるかどうか、これを両方とも持たなければならぬわけであります。北朝鮮はさまざまな弾道ミサイルを保有、開発しておりますが、現時点で実戦配備されていると見られるものの中で我が国が射程に入るものとしては、射程約千キロに達すると見られるスカッドER及び射程約千三百キロに達すると見られるノドンがあり、ノドンについては我が国のほぼ全域が射程内に入る可能性があります。

核兵器開発の状況については、北朝鮮は核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化、弾頭化を追求しているものと考えられ、過去五回の核実験を通じて技術的成熟などを踏まえれば、北朝鮮が核兵器の小型化、弾頭化の実現に至っている可能性も考えられます。

弾道ミサイルの脅威に対しては、日米が協力して攻撃を抑止することが最も重要であります。その際、米国による拡大抑止の役割が特に重要であり、平和安全法制の整備などの取り組みにより、日米の連携はより緊密になっていきます。

また、我が国自身の弾道ミサイル防衛能力の強化も着実に進めており、現下の厳しい情勢を踏まえ、引き続き、高度な警戒監視態勢を維持し、万全の態勢をとっていく考えであります。

○長妻委員 可能性が考えられるということなんですけれども、言えることと言えないこと、我が国の諜報能力もわかってしまうということもあるかと思えますけれども、でき得る限りやはり国民の皆さんに説明をする必要が政府にはあるというふうに思います。アメリカは相当踏み込んだ分析を発表しております。

となると、日米韓で北朝鮮に対していろいろな圧力、あるいは対話を引き出すなど努力をしているんですけれども、それぞれのレッドラインといいますか、国益といいますか、若干違う状況になるのではないかとこのことを心配しているところでございます。

例えば、アメリカにおいては、アメリカの本土に届く核弾頭つきのICBMを開発させるということは何としても阻止するということで、恐らくアメリカの分析でも、これは今、北朝鮮は開発をしていないというふうに分析をしている。ですから、ある程度時間がある。その間、その開発を何とかとめよう。

ところが、我が国は、今総理がおっしゃったよ

うに、既に日本を射程に入れる核弾頭のミサイルを開発している可能性もあると。これはもう一線を超えている。

そして、韓国は、ミサイルどころかソウルに砲弾が届くような、そういう状況にあるし、朝鮮半島の統一というもう一つ大きな最終目標もあるわけで、それぞれ思惑が違う。

ですから、仮に米朝が話し合いに入ったときに、こういうことは仮定の質問でございますけれども、現状凍結のような話になるとすると、我が国としては、我が国に届く核ミサイルが開発済みであるとする、凍結ということでは、現状維持のような形では。ですから、そこについて、ぜひ米朝が話し合うときには日本が強力でコミットしていただくということが何よりも私は重要だということふうに思います。

その中で、もう一カ国、中国でございますけれども、午前中の質疑でも、総理は、中国がキーの国であるとおっしゃいました。確かに貿易、九割、北朝鮮としておりまして、特に石油、原油でございます、毎年五十万トン北朝鮮に輸出していると言われております。

これは総理の認識、働きかけをお伺いしたいんですが、仮にこれから北朝鮮がミサイル発射あるいは核実験をしたとすると、中国はその原油をとめるのかどうか、あるいは絞るのかどうか、あるいはそれについて日本として中国にいろいろなチャネルを使った働きかけというのはいくらほどされているのか、これらについて、総理の見解を教えてください。

○安倍内閣総理大臣 この一カ月ちよつとの間にトランプ大統領と三回にわたって電話首脳会談を行ったところでございますが、その際、この北朝鮮の問題について相当突っ込んだやりとりをしたところでございます。

まず大切なことは、北朝鮮に対しては、行動対行動、対話と圧力の姿勢において、さらなる挑発行為をさせないと同時に、日本の立場についても重々説明をしているところであります。日本に届くミサイルもあるわけでありまして、核開発もしている、いわば同じ認識を米朝も持っている、こう考えるとござります。

そこで、大切なことは、日米がしっかりと協力しながら北朝鮮の現在の政策を変えさせていくことであろう。我々は、まさに現状凍結では、今御紹介をさせていただいたように、日本を全て射程に入れるミサイルを持ち、そしてそれに搭載する核を開発している可能性もあるという状況でありますから、この状況をまさに北朝鮮に放棄させるべく努力していかなければならないわけでございます。

まずは、国連決議を北朝鮮に遵守させるべく日米で協力し、そして、まさに重要な役割を担うことになる中国にもしっかりと協力をしてもらう。もちろん、韓国もあるいはロシアも、そして国際社会と協力をしていくことが重要であります。

その際、例えば石炭を北朝鮮から中国は輸入をしている、これがミサイル、核開発の重要な資金源になっていると言われていたわけでありまして、

中国は、この石炭購入に対してしっかりと対応するようにという国際社会の要請、日本も強く要請しているところでありまして、これをしっかりと受けとめているというふうには認識しております。

同時に、石油等についてどうするかということですが、どのような対応を促していくかという具体的なやりとりについては、ここで申し上げることは控えさせていただきますと思っておりますが、いずれにせよ、日米そして日米韓、日米韓中、さらにはロシアも入れて、しっかりと国際社会が協力して、北朝鮮に強く現在の行動を変えていくように促していくことが大切だと思っております。

○長妻委員 確かに中国は、石炭の北朝鮮からの輸入は年内はストップするということであろうと聞いておりました。ただ、やはり石油が相当大きなキーになる。過去も、石油を絞ったゆえ北朝鮮が話し合いに応じたということもあるわけでございますので、これは強力にいろいろなチャネルを使って働きかけをしていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つは、米艦防護の話でございます。

これも、ちよつどの第一委員室で、もう二年ぐらい前になりましたが、安保法制を議論したときに、総理は、米艦防護については、これは新しい任務だけれども、国会に報告する義務はないけれども、正確に言うと、総理の発言ですね、「新設する米軍等の武器等防護の実施等については法律上国会報告の対象とはされていませんが、国会及び国民の皆様に対する説明責任を果たすため、

可能な限り最大限の情報を開示し、丁寧に説明する」必要がある、こういうふうにおっしゃったわけでございます。

これを政府に聞きますと、実際には一切言えないという回答が返ってくるわけですが、総理、可能な限り最大限の情報を開示し、丁寧に説明するというのでありますので、この線に沿った説明をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 平和安全法制により新設された米軍等の武器等の防護については、法律上国会報告の対象とはされておりませんが、法案審議の際に申し上げたように、可能な限り最大限の情報を開示する考えであります。

具体的に申し上げますと、米軍等を警護している際に自衛隊または米軍等に対し何らかの侵害行為が発生した場合など特異な事象が発生した場合には、事実関係を速やかに公表します。また、重要影響事態において警護の実施が必要と認める場合には、あらかじめ警護を実施する旨を公表いたします。また、防衛大臣には、毎年、米軍等の警護の実施結果について、国家安全保障会議、NSCへの報告を義務づけており、その内容についても適切に情報公開を行う考えであります。

他方、これはもう委員もよく御承知のように、米軍等の警護を行うのは、米軍等がみずから守る能力が不十分な状況であり、脆弱な状況に置かれている場合であるからこそ、その実施の逐一について公にすることは、米軍等の能力を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあること、また相手方との関係もあり、これは差し控えさせ

ていただきたい、このように考えます。

いずれにせよ、政府としては、法令に従って厳格な運用を確保するとともに、適切な情報の公開を行うべく考えであります。

○長妻委員 これは一切おっしゃらないというのは、私はおかしいというふうに思います。

一触即発の状態の中で初の米艦防護の任務についてというものが、私の知る限り、ほとんど全てのマスコミに大きく取り上げられている。テレビのニュースにも取り上げられている。そのクレジットには、日本政府は一切発表していないけれども、政府関係者が明らかにしたというふうに書いてあるわけがございます。ほとんどのメディアに相当詳細な、「いずも」「さざなみ」、三日間の新任務、そして場所も、どこ発どこ着、どこで別れる、全部詳しく、全く同じ報道が出ている。そして、政府関係者。

私は、こういうやり方というのはよくないんじゃないかなと思うんですね。公式な発表はしないけれども、政府関係者が発表していくということがあるとすると、政府は責任を負わずに、データ、情報だけを外に出していく、ある意味では情報戦の一つの考え方の中に国民を入れていくというような発想にもつながる危険性があるんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、総理、今回、米艦防護の任務をしたかもしないかも一切何にも言えないということでございますか。

○安倍内閣総理大臣 たいだいま護衛艦「いずも」について言及があったわけですが、護衛艦「いずも」を含む護衛艦二隻は、五月一日から三

日までの間、米軍の補給艦一隻と共同訓練を行ったところであります。

さまざまな報道については承知をしておりますが、米軍等の警護の実施については、米軍等の活動への影響や相手方との関係もあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、米軍側の、いわばどこが脆弱であり、みずから守る能力が不十分であるということが、いわば作戦上重要な点が明らかになるわけでございますので、差し控えていただきたい、こう考えているわけでありまして、実施の逐一についてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

○長妻委員 共同訓練は認めるけれども、米艦防護という新任務をしたかどうかは一切言えない。私も、軍事上の機密というか軍事上の作戦を全て一から十まで国民に開示しろとは申しませんが、これは永遠の課題だと思えます。我が国は民主主義の国家であって、防衛の費用も含めて、主権者である国民の御理解をいただかなきゃいけない。ですから、できる限りやはり公表して、国民の理解を得る。

ただ、そこは、私も、一〇〇%公表しろとは言いません、限界があるのはわかっていますけれども、余りにも情報の出方が不自然だということなんです。ほとんど全てのマスコミに政府関係者というクレジットで同じ情報が流れて、しかし、国会で聞くと、一切言えません。こういう情報の出し方というのは、私、前例にちやいかぬというふうに思いますので、ぜひ総理、御認識いただきたいと思えます。

そして、もう一つは原発の脅威なのでございませぬけれども、これは配付資料でもございませぬが、かつて、昭和五十八年、外務省が委託研究をして、原子炉にミサイルが着弾したときどういふ被害があるのかと、これは二ページでございますが、事故で原発がメルトダウンした以上に被害が大きくなるのではないかとというようなことも記述がございませぬ。

そして、五ページ目は、これはにわかには信じがたい新聞記事でございます。産経新聞の二〇一三年五月二十九日、北朝鮮が日本国の原子力発電所に特殊工作員約六百人を送り込んで自爆テロを起す計画を策定していた、これが判明したという記事でありまして、これは、訓練をして、訓練中に北朝鮮の兵士が事故で亡くなったと、妙に詳しい情報がここにあるわけでございませぬ。

私は、原発に対するミサイルの着弾とかあるいはテロというのは、取り返しのつかない大きな事態になるのではないのか。地下鉄をとめるのであれば原発をとめるというような声も寄せられているわけでございまして、きょうは規制委員長も来ておられますけれども、再稼働するときなどに、ミサイルの脅威が高まっているときに、核弾頭を積まないミサイルであっても、核ミサイルが着弾したような効果を狙える危険性のあるような、こういう状況になったとき、稼働をとめるのか、その部分も勘案して再稼働に非常に厳しい要件をつけるのか、そういう御検討というのは一切されないのをごさいますか。

○田中政府特別補佐人 お答え申し上げます。

突発的に武力攻撃が発生したような場合には、国民保護に関する基本方針において、武力攻撃事態等の認定や国からの運転停止命令等を待たずに、みずからの判断で原子炉を停止するものというふうに認識しております。

原子炉規制法は、そもそも、他国からの弾道ミサイルによる攻撃などは国家間の武力紛争に伴って行われるものでありますので、原子力規制によって対応することは想定しておりませぬ。

ただし、原子炉規制法では、原子力発電所に対する外部からの攻撃に関し、テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うこととしております。具体的には、原子力規制委員会は、テロリストの侵入防止対策のほか、米国での九・一一事件のように大型旅客機が意図的に原子炉建屋に衝突することも想定して必要な規制を行う、準備も求めているところであります。

○長妻委員 今おっしゃったのは、武力攻撃事態、こういう事態があつたときには、業者が自発的にとめるかもしれないということなんです。

私が申し上げたのは、武力攻撃事態とか認定する間もなくミサイルの脅威が、今回も日本じゅうが大騒ぎになったわけでございまして、そういうところに、あるいはテロの脅威にも事前にきちっと対応できるような、再稼働の要件についても相当ミサイルの脅威も入れたような、そういう事前の対策をとるべきだと。

総理、このテロ対策についても、二十四時間、一応警察が原発の警備はしているんですけども、米国等では、各原発に百五十人規模の武装した戦

闘部隊を二十四時間体制で配備して、仮想の敵チームによる攻撃に対処できるかどうかの物理的な戦闘訓練が抜き打ちでなされている、相当厳しいテロ対策を講じているわけでございませぬので、ぜひ、総理におかれましても、原発について、テロ対策、ミサイル対策、十分御留意をいただきたいということも強くお願い申し上げます。

そして、次に、自衛隊、憲法の問題でございませぬけれども、総理が、私からするとちよつと唐突感があつたわけでございませぬけれども、二〇二〇年までに新憲法施行というふうにおっしゃつたわけでございませぬが、これの真意を教えてくださいませぬ。

○安倍内閣総理大臣 私は今、この場には内閣総理大臣として立っているわけでございまして、予算委員会は政府に対する質疑という形で議論が行われる場である、こう思うわけであります。各党が憲法について議論する場が設けられているのは憲法審査会であろう、このように考えるわけでありまして、そこで御議論をいただきたい、こう思う次第でございませぬ。

一方、私が今回、第十九回の公開憲法フォーラムにおけるビデオメッセージ等を通じて自民党総裁として憲法改正についての考えを公にしたのは、国会における政党間の議論を活性化するためのもの、でございます。御党の細野議員も建設的な提案をされているところであります。大いに国会、両院の憲法審査会において各党間でぜひ議論をしていきたい、こう考えているところでございませぬ。

○長妻委員 それだけです。か、答弁は。いやいや、

あれだけはずきりと、何で国会でおっしゃらないんですか。

以前、総理と何度も、御記憶にあると思うんですが、予算委員会で自民党憲法草案について相当込み入った議論を、総理も答えておられて、議論をしたわけでございますけれども、今回、今までずっとしていたじゃないですか、憲法の議論、総裁として御答弁するというような前提ではありませんでしたけれども、何で急に説明されないんですか。

○安倍内閣総理大臣 いよいよ憲法審査会において議論が佳境に入っていくときを迎えているわけでございます。まさに憲法について議論する場合は、本来、憲法審査会の場であろう、こう思います。

先ほど申し上げましたビデオメッセージはまさに、その際にも私は断っているんですが、自由民主党総裁としてお話をさせていただいているところでございますが、この場に立っているのは、長妻委員も御承知のとおり、自民党総裁として立っているのではなくて、私が質問にお答えする義務を負っているのは、内閣総理大臣であることをもって質問にお答えするという立場であるということから、この場におきましては、内閣総理大臣としての責任における答弁に限定をさせていただいているところであります。

他方、どうぞ憲法審査会において活発な議論をされたらいかがでしょうかということをおっしゃりたいわけでございます。

○長妻委員 私、ちよつと逆だと思っんですね。いよいよ迫ってきたからこそ、総理は、国会で説

明をされる、あるいは御自身の主張を述べられるということなんじゃないでしょうか。

私、憲法審査会についても、我が党の幹事とも話しましたけれども、相当首をかしげていましたよ。何で頭ごなしにそういうことになるのかなど。きょう報道もされていきますけれども、船田さん

という憲法審査会の自民党の幹事も、もつと慎重にしてほしい、与野党の議論が崩れてしまうんじゃないのか、そんなような懸念を表明されているわけで、かつて総理が九十六条について改正するとはあんとぶち上げて、御存じだったと思えますけれども、そのときに憲法審査会が、せっかく与野党で積み上げてきたのに、そこで非常に混乱を来して議論がおくれたという悪い前例もあるわけでございます。一切ここでおっしゃらずに、そして報道やビデオではどんな発言をされるということ、そのやり方について私は非常に違和感を感じるわけで、締め切りを設けるということについても本当にいかがなものかということなんです。きょうは法制局長官に来ていただいております

から、今回、ビデオメッセージなどを私見しましたけれども、それについてちよつと関連して質問しますが、まず、今の自衛隊というのは違憲ですか。○横島政府特別補佐人 自衛隊は、昭和二十九年の自衛隊法制定により設けられたものであり、政府としては、一貫して、自衛隊は我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であつて、憲法に違反するものではないと解しております。

なお、昨年三月には、いわゆる平和安全法制が施行され、自衛隊には、いわゆる新三要件、武力

の行使の三要件を満たす場合における、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使を含む新たな任務が付与されたところでありますが、これを含めて、自衛隊は我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であることに変わりはなく、合憲であると解しております。

○長妻委員 総理が一切お答えいただかないので、新聞記事や総理のビデオメッセージを見ましたので、それについて質問せざるを得ないんですけれども、結局、総理の真意というのは、一項と二項は一切変えない、なぜ三項に自衛隊をつけ足すのかというと、自衛隊は違憲だというふうな学者の皆さんの話もあるので、すつきりとするために三項に自衛隊を加える、ですから大したことじゃないんですよ、こういうような趣旨をおっしゃっていると私は了解しているんですけれども。

では、法制局長官にお伺いしますが、仮に今の憲法の条文に自衛隊をきちつと位置づけるとすると、今と全く変わらないということではないんですかね。

○横島政府特別補佐人 お尋ねは憲法の改正をめぐる御議論だと思えますが、憲法の改正につきましては、国民、特に国会における御議論にまちたいたと思えます。

○長妻委員 そうすると、我々は何にも判断することができないですよ。どういうことを考えられて、どうなっているのか、一体。憲法審査会にも何にも話がない。

法制局長官に、では、一般論で聞きましょう。仮に、憲法九条に、今の一項、二項は維持したま

ま自衛隊をきちつと位置づけるというような考え方の条文を入れるとすると、何がどういうふうに変わるのか変わらないのか、あるいは条文の書き方によって変化するのか、そこら辺はどうでございますか。

○横島政府特別補佐人 まさに国会で御議論いただくべき事柄であると考えます。

○長妻委員 実際に憲法審査会も自民党の幹事の方も、非常に困ったというか、慎重にしてほしいというようなことをおっしゃっているわけで、我々、実際にこれを検討するにも、では、自衛隊を三項で明記するだけだとうききに、自衛隊の集団的自衛権は今の現状と変わらないのか、あるいは、フルスペックの集団的自衛権として自衛隊が位置づけられるのかどうか、いろいろな論点があるわけでございまして、ぜひ憲法審査会に、でも、憲法審査会の幹事の方々というのは知っているんですかね、総理の真意を、そもそも自民党の方々は。憲法審査会で議論し議論しと言ったって、憲法審査会の与党の先生方がみんな総理の話を全て把握しているとは私は思えないわけであります、非常におかしな説明だなというふうに思わざるを得ないわけでございます。

総理にもう一回お伺いしますが、そうしましたら、私もるる自民党の憲法草案についてここで質疑をさせていただきました。そのときはお答えいただいていたけれども、そうすると、自民党の例えば九条、自民党憲法草案の国防軍とか、あるいは公共の福祉という文言を全て公益及び公の秩序に変えるとか、あるいは、憲法九十七条の基

本的人権の尊重という条文をばつさり全部削除する、こういう自民党の憲法草案についても総理といろいろ議論しましたけれども、今申し上げた三つの観点についてはもう取り下げる、自民党憲法草案の今の主要な三点については取り下げる、こういう認識でよろしいんですか。

○安倍内閣総理大臣 今、繰り返しになるんですが、私はここは内閣総理大臣として立っており、いわば私が答弁する義務は、内閣総理大臣として義務を負っているわけでございます。

自民党総裁としての考え方は相当詳しく読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただいてもいいだろうと……（発言する者あり）済みません、ちよつと静かに。静かにしていただけないと、これは今の場で……（発言する者あり）今、答弁の途中でありますから、ちよつと落ちついていただきたいと思えます。答弁の途中でありますから、よろしいですか。（発言する者あり）いや、そんなことは。今、答弁の途中です。ただだめだということですが、今は答えている最中でありまして、つまり、それはもうそこに、いわば党総裁としてはそこで述べていますから、ぜひ党総裁としての考え方はそこで知っていただきたい。

ここで党総裁としての考え方を述べるべきではないというのが私の考えでありますから、それはぜひそこでいわば自民党総裁としては知っていただく。あるいはまた、ビデオでそれは述べているわけでございます。

そこで、いわば、今、長妻委員はいろいろ疑問

が湧いてくるというところでございますが、しかし、それはまさに憲法審査会において御議論をいただくということでもあります。

それと、まさにこれは自民党の中で既に議論してでき上がったものが現行の自民党の改正草案でございます。これは谷垣総裁時代につくったものであります、これが歴史的な、自民党の公式的な考え方であります。

そこで、先ほど、なぜ私が、新聞等を熟読していただきたい、このように申し上げたか。しかし、それが発端ですから。発端で質問されているんですよ、その新聞記事といわばビデオメッセージをもとに質問をされているわけでありますから。しかし、それは……（発言する者あり）よろしいですか。皆さんちよつと、大分騒いでおられますから。それは、まさにそこに十分に総裁としての考え方はもう既に述べているわけであります、その中において、この草案との考え方についても説明をしているわけであります。

一方、まさになぜそれを行ったかといえ、自民党総裁としてのいわば責任を伴うリーダーシップとして申し上げているわけでございます。（長妻委員「自民党の草案を取り下げるのかどうか」と呼ぶ）

同時に、これは取り下げるかどうかということではありません。これはもう既に前から何回も、随分皆さんやじばかりして聞いておられないかもしれないけれども、私は何回も申し上げているはずですよ。これがそのまま通るとは考えていない。これは、我々の草案がそのまま通るとは考えてい

ません。三分の二が必要なんですから、衆参ともに例えば我が党は三分の二を持っていないわけでありますから、三分の二で発議するにはどうすればいいかということについては、そもそも議案がそのまま通るということにはならないだろう。

まさにこれは憲法審査会においてだんだん議論が収れんしていくものだろう、こう思うわけでありまして、取り下げる取り下げないという問題ではないわけでありまして、自民党の考え方を申し上げているわけでありまして、どこも自分の考えどおりにはならないのが、長妻さん、政治というのは自分の考えどおりにはならないんです、当たり前ですが。

そこで、結果を出す上においては……

○**浜田委員長** 総理、済みません、簡潔に願います。

○**安倍内閣総理大臣** 簡潔に申し上げますと、結果を出す上においては、まさに議論をしていく上においてだんだんこれが収れんをしていくところの中における一つの考え方として申し上げたところでございます。どうかその点を御理解いただきたい、こう思うところでございます。

○**浜田委員長** 長妻君。

その前に一点、総理、一部、新聞社の件等々ありましたが、それはちよつとこの場では不適切でございますので、今後気をつけていただきたいと思います。

○**長妻委員** 私も長年国会で質問をいたしましたけれども、自分の発言は読売新聞を読めというような答弁というのは初めてです。相当総理は、本

当にちよつとどうなのかなというふうに思います。最後に、今のことには明確にお答えいただけないんですが、明確に発言している件もあるんです、森友学園の件で。

総理は、我が党の福島議員の質問に、私や妻が認可あるいは国有地払い下げにかかわっていたのであれば総理大臣をやめる、私や妻は全く関係ないと。全く関係ないというふうに言い切っておられるわけでございます。

いろいろ世論調査でも、やはり御夫人が国会に来る必要があるんじゃないか、共同通信、三月二十六日には、五二%、そして、来ないでいいという方が四三%。四月十日のNHKでは、奥様の証人喚問が必要だ、四二%、必要ないが二二%。朝日新聞、四月十八日には、御夫人の国会での説明が必要だが五三%、必要ないが三九%ということで、多くの方が、御夫人にも国会で説明をしていただく必要があるんじゃないか、こういうふうにおっしゃっている世論調査でございます。

籠池前理事長からもいろいろな発言が出ておりまして、やはり、総理は否定されておられますけれども、奥様にもっと具体的に、どういうような報告があつて、谷さんという奥様の秘書、官僚の方でありますけれども、どういうやりとりがあつたのかなどなど、全く関係ないというふうな総理がおっしゃると、日本語的に言うと、全く関係ないという段階ではないんじゃないのか、これは関係が全くないとは言えないんじゃないのか、このかという意識が国民の中に広がっていると思うのでございますけれども、奥様について、我々も国会で

の説明を強く求めておりますので、総理、ぜひそれを実現していただきたいというふうに考えるんですが、いかがでございますか。

○**浜田委員長** 安倍内閣総理大臣、時間が終了しております。よろしくお願いいたします。

○**安倍内閣総理大臣** 終了ですか。はい。

既にこれは何回も答弁させていただいているとおりであり、妻が出席するかどうかは国会がお決めになることであります。

○**長妻委員** 七、八割の国民が、森友学園の国有地払い下げについて納得できないとか不十分な説明だと。納得されている方は一割ちよつとなんです。ぜひこの問題に決着をつけていただきたいということをお願い申し上げます、私の質問といたします。